

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和9年執行予定の統一地方選挙用投票案内状等作製業務委託にかかる事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり執行する。

令和8年8月28日

大阪市の行政委員会事務局長 武富 康彦

本業務は、統一地方選挙にかかる投票案内状等の作成業務を委託するものである。

1. 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階
大阪市の行政委員会事務局選挙部選挙課
電話 (06) 6208-8511
メールアドレス vg0008@city.osaka.lg.jp

2. 入札に付する事項

(1) 業務名称

令和9年執行予定の統一地方選挙用投票案内状等作製業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から選挙期日後5日まで

(3) 業務委託概要

ア. 「投票案内状」等の印字テスト業務

印字テスト用の「投票案内状」の作成及びテストデータによる宛名等印字テスト業務

イ. 「投票案内状」にかかる記憶媒体等の受取業務

「投票案内状」の宛名印字に必要な有権者データ等の受取にかかる業務

ウ. 「投票案内状」の作成

「投票案内状」の印刷及び当該「投票案内状」に大阪市内の全有権者分の宛名等印字を行う業務

エ. 「投票案内状郵送用封筒」の作成

「投票案内状」を郵送するための封筒作成業務

オ. 「周知ビラ」の作成

同封する制度周知のためのビラ作成業務

カ. 「投票案内状」等の封入・封緘業務

大阪市内の全有権者分の「投票案内状」と「周知ビラ」を世帯単位にまとめて封入し、封緘を行う業務

キ. 箱詰め業務

世帯単位の「投票案内状」を世帯員数ごとにまとめた上でダンボール等に梱包する業務

ク. 完成品の納品

区別に仕分けした「投票案内状」等を24区選挙管理委員会に納品する業務

参考 大阪市内 24区 全有権者数：約226万人 全世帯数：約151万世帯

3. 発注方法

単体企業に発注する。

4. 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当した者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に物品供給等用種目「07 フォーム印刷」又は業務委託用「10 情報処理 01情報処理 06その他情報処理」で登録されている者であること。

5. 仕様書等の交付

(1) 交付書類

仕様書

(2) 交付期間

公開の日から入札執行日時までの本市の休日を除く毎日

(3) 交付場所

仕様書

行政委員会事務局ホームページからダウンロードすること。ホームページを閲覧できない等の場合は、「1. 担当」にて交付する。

6. 質問事項について

(1) 提出期間

公開の日から令和8年9月11日（金）午後5時30分までとする。

締切り以降の質問については受け付けない。

(2) 提出方法

質問は所定の様式（別添ファイル「質問票」により作成し、「1. 担当」まで電子メール（必ずメールソフトにて開封済み通知を要求すること）にて【vg0008@city.osaka.lg.jp】まで送付すること。

(3) 回答

受付けた質問については、令和8年9月17日（木）中に本市ホームページの行政委員会事務局業務委託等入札案件の本案件「質問への回答」欄に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要 ただし大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

8. 入札執行日及び場所

- (1) 入札執行日時 令和 8 年10月 1 日（木） 午前11時00分
- (2) 入札執行場所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所地下 1 階 北東側
大阪市の行政委員会事務局委員室

9. 入札の無効

次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。

- (1) 大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号の一に該当する入札
- (2) 1 に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (3) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (4) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (5) 入札日より落札決定までの間に入札参加者が次の項目に該当する場合
 - ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
 - ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

10. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって第 3 位までの審査順位を決定する。ただし、第 4 位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第 3 位までと同様にくじによって審査順位を定める。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いはいずれかによるものとする。
 - ① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
 - ② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
- (5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第 2 条第 2 項に定める勤務時間。以下同じ）内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合、停止措置は行わないものとする。

（資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで（開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後4時までとする。再度入札となった場合は午後5時までとする。）に限り理由書（落札候補者用）の提出を受け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。）

- (6) (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- (8) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
 - ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
 - ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- (9) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

11. 落札の決定日

原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して、5日（大阪市における執務の休日を除く。）以内とする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。

12. その他

- (1) 落札者決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。